

副
本

平成24年(ラ)第12号 仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件

抗告人 A1 外9名

相手方 郡山市

答 弁 書

平成24年4月17日

仙台高等裁判所 御中

〒963-8876

福島県郡山市麓山一丁目4番3号

滝田三良法律事務所(送達場所)

電 話 024-932-4039

F A X 024-933-2638

相手方代理人弁護士 滝 田 三 良 

同 復代理人弁護士 門 脇 真 

同 復代理人弁護士 石 森 雄 一 郎 

同 復代理人弁護士 久 保 田 美 和 

相手方郡山市は、以下のとおり、平成23年12月27日付即時抗告申立書及び平成24年2月29日付抗告理由書に対して、答弁・認否するとともに、反論する。

目次

第1	平成23年12月27日付即時抗告申立書「第2 抗告の趣旨」に対する答弁	3
第2	同「第3 抗告の理由」に対する認否	3
第3	平成24年2月29日付抗告理由書「第1」に対する答弁及び認否	4
1	同1「変更後の申立の趣旨」に対する答弁	4
2	同2「申立の趣旨変更の理由」に対する認否	4
第4	平成24年2月29日付抗告理由書「第2 抗告の理由」に対する認否	4
第5	相手方郡山市の主張	8
1	総論	8
2	処分権主義違反はないこと	8
3	被保全権利の要件（危険性の判断基準）を厳格に解すべきこと	9
4	被保全権利の要件の適用について事実誤認がないこと	10
5	生命身体に対する切迫した危険性がないこと	11
6	適切な代替手段があること	15
7	当事者について	16
8	結語	17

第1 平成23年12月27日付即時抗告申立書「第2 抗告の趣旨」に対する答弁

- 1 抗告人らの抗告をいずれも棄却する
- 2 抗告費用は、抗告人らの負担とするとの裁判を求める。

第2 同「第3 抗告の理由」に対する認否

- 1 同1について、認める。
- 2 同2について、いずれも争う。理由は後述するが、原審決定に処分権主義違反はない。
- 3 同3について、争う。理由は後述するが、原審決定に弁論主義違反はない。
- 4 同4について、争う。
- 5 同5について
 - (1) 抗告人A4, A5の現住所が、郡山市内でないことを認めるが、その余は知らないし争う。
 - (2) 抗告人らの求めている仮処分は、郡山市立の各小中学校に通う抗告人らが、人格権及び安全配慮義務の履行請求権に基づき、抗告人らが通う各小中学校における教育活動の差止及び他地域での教育活動の実施を求めるものである。
 - (3) しかし、抗告人A4, A5は、現在、郡山市外である市に住民票を移し、同市に居住している以上、本件仮処分の要件となる被保全権利を有しないこと及び保全の必要性がないことは明らかである。
 - (4) したがって、抗告人A4, 5については、抗告の理由がないことは明らかである。

第3 平成24年2月29日付抗告理由書「第1」に対する答弁及び認否

1 同1「変更後の申立の趣旨」に対する答弁

1 抗告人らの申立を却下する

との裁判を求める。

2 同2「申立の趣旨変更の理由」に対する認否

(1) 同(1)について

外部被ばく量を推計するため、原子力安全委員会が、一般的に、屋外滞在時間8時間、屋内滞在時間16時間として被ばく線量を推計することがあることを認めるが、その余は知らないし争う。

(2) 同(2)ないし(5)について、いずれも知らないし争う。

(3) 同(6)について、

ア 不知。

イ 甲103は、抗告人A6, 7が通っていると推測される小学校、及び現在 県に居住しているA4, 5が通っていた小学校についての屋外の測定結果であって、これら各小学校の屋内の空間線量までを考慮したものではない。

ウ また、甲103は、その他の抗告人らが通う学校の空間線量については言及していない。

エ 他方、抗告人らが通う学校の空間線量についての測定結果は後述する。

第4 平成24年2月29日付抗告理由書「第2 抗告の理由」に対する認否

1 同1(1)について、概ね認める。

2 同1(2)について、概ね認める。

3 同1(3)について、争う。

- 4 同 2 (1) について、アのうち原審決定の引用部分、イの規定内容、ウのうち原審決定の引用部分について認めるが、その余は争う。
- 5 同 2 (2) について
アのうち原審決定、イの処分権主義の一般論について認めるが、その余は知らないし争う。
- 6 同 2 (3) について
(1) アのうち原審決定の引用部分については概ね認めるが、その余は争う。
(2) イ、ウ、エについて争う。
(3) なお、仮に原告の主張する、「個人の生命身体という重大な保護法益が現に侵害され、又は、将来侵害されようとしている具体的危険がある場合」に差止等が認められるとしても、本件においてかかる具体的危険は認められない。
- 7 同 3 (1) について、原審決定の引用部分について認めるが、その余は争う。
- 8 同 3 (2) について
アのうち、原審決定の引用部分、イのうち、本件差止等の請求を根拠づける程度に具体的であることについて否認し、その余はいずれも知らないし争う。この点は、後述する。
- 9 同 3 (3) ア、イについて
(1) アについて認めるが、イについて、除染作業が放射線量の減少につながることはないとの点を否認し、その余については知らないし争う。
(2) 校庭の表土除去について効果があったことについては、原審決定も認めているとおり、明らかである（原審決定 10 頁 (6)、甲 4 の 2、乙 2、10 乃至 13、18）。

(3) また、相手方郡山市は、市内全域において、除染を実施しており、その効果があることについても、後述する(第5の5)。

10 同3(3)ウ、エについて

同ウのうち、郡山市の空間線量が顕著な減少をみせていないこと、郡山市内で生活する子供たちが、年間4～6ミリシーベルト程度の外部被ばくをすることを否認し、その余は知らないし争う。

11 同3(3)オについて、いずれも争う。

12 同3(3)カについて

(1) いずれも知らないし争う。

(2) 甲63号証について

ア 抗告人らが、「公表された値の3倍もの高い数値であった」旨主張する地点は、「土手にある木の根元(苔の生えている)」の地上1センチ地点という、限られた一地点であって、直ちに相手方郡山市のモニタリング結果(乙13号証など)の信用性を疑わせるものとはならない(なお、一般的に、セシウムはコケ類に対して取り込まれやすいとされている)。

イ 放射線量は、測定地点により測定値が異なることから、甲63号証の比較対象とする乙13号証の空間線量の測定方法は、校庭については、校庭の中央及び四隅の合計5か所を測定した平均値を採用しているのである(乙13:1頁「空間線量計測方法」)。

(3) 甲103号証について

ア そもそも乙9ないし乙11, 13, 14, 18ないし23は、文科省から提供される簡易型積算線量計を用いて計測しており、甲103号証内の計測器(モニタリングポスト)とは異なる(乙12, 13参照)。

イ また、甲103号証内で取り上げられている文科省の計測器(モ

ニタリングポスト)と山内教授の計測器の誤差は、いずれも0.05 μ SV/h以内に止まっており、測定器により一定の誤差はありうる以上、直ちに、文科省の計測器の適正さを疑わせるものではない。

1.3 同3(4)について

ア ア及びイのうち、抗告人らが、自らの内部被ばく量について明らかにしていないこと、各意見書において、抗告人毎に内部被ばくによって具体的にどのような健康障害が生じるか具体的に言及していないことを認めるが、その余は否認ないし争う。

イ 相手方郡山市は、同市における全小中学校の給食について、放射性物質の検査を実施しており、特に、給食米については、出荷時におけるJAの検査と、相手方郡山市の二重の検査を行っていることから、危険性はない(乙26)。

1.4 同3(5)について

ア 原審決定の判示の引用部分については認めるが、その余はいずれも知らないし争う。

イ この点の反論は、後述する。

1.5 同4(1)について、概ね認める。

1.6 同4(2)について、いずれも知らないし争う。

1.7 同4(3)について、

いずれも知らないし争う。この点は、後述する。

1.8 同5について、子供の権利条約の概要、規定については概ね認めるが、その余は知らないし争う。

1.9 同6について、いずれも争う。この点は、後述する。

2.0 同7について

(1) いずれも否認ないし不知。

(2) 同(2)の検査について、検査対象者は、空間放射線量の高い原発周辺住民であるし、原発事故との因果関係、健康への具体的影響までは不明である。

2 1 同8について、争う。

第5 相手方郡山市の主張

1 総論

(1) まず、原審決定に処分権主義違反はなく、被保全権利の要件の解釈は正当なものである。

(2) 次に、原審決定における被保全権利の要件の適用について、抗告人らの主張する事実誤認はない。

(3) また、抗告人らは、抗告審において、申立の趣旨を変更した上で、抗告人らの身体に対する具体的危険性を再度主張するが、被保全権利は認められない。

(4) 以下、これらの点について、述べる。

2 処分権主義違反はないこと

(1) 抗告人らの主張

抗告人らは、原審決定が、原審債権者らの申立の趣旨を、原審債権者のみならず、原審債権者らが通う小中学校の全児童生徒に対する教育活動の差止及び実施であると、勝手に解釈し、被保全権利の要件を定立したとして、処分権主義違反の違法がある旨主張する(即時抗告申立書3頁「2」、抗告理由書7頁「2」)。

(2) しかし、原審決定は、抗告人らが原審において審判を求めた事項について申立を却下したのであって、処分権主義違反はない。

(3) 原審決定は、あくまで、原審債権者らの求めている申立が、原審債権者らのみに対する、教育活動の実施の差止等ととらえた上で、被

保全権利の要件を検討するに際し、相手方郡山市が、区域内にあるすべての児童生徒に対して等しく教育を実施する義務を負っていることなどから、債権者らの被保全権利を認めることにより、事実上、原審債権者らに対する教育活動と密接不可分の関係にある、他の郡山市内の児童生徒に対する教育活動を差し止めることとなる可能性が高いことを考慮して、被保全権利の要件を厳格に解したものと解される。

(4) なお、原審債権者らも、本件申立が認容されれば、相手方郡山市が、他の児童生徒たちに対しても同様の措置を取る必要に迫られることを認識しており、債権者らの被保全権利と他の児童生徒に対する教育活動が密接な関係にあることを認識している(平成23年9月9日付債権者最終準備書面22頁)。

(5) また、原審決定が被保全権利の要件の認定において、債権者ら各人について、要件の疎明の検討を行っていることから、原審決定が、原審債権者らの求めている申立を、原審債権者らに対する、教育活動の実施の差止等ととらえているといえる。

(6) したがって、原審決定において、処分権主義違反はない。

3 被保全権利の要件(危険性の判断基準)を厳格に解すべきこと

(1) 抗告人らは、被保全権利の要件について、原審決定の判断基準が厳格すぎる旨主張する(抗告理由書11頁(3))。

(2) しかし、上記2のとおり、債権者らの被保全権利が認められた場合、相手方郡山市は、事実上、原審債権者らに対する教育活動と密接不可分の関係にある、他の郡山市内の児童生徒に対する教育活動を差し止めることとなる可能性が高いことからすれば、その要件は厳格に解すべきである。

(3) なお、仮に、抗告人らの主張する判断基準により、被保全権利の要件を検討しても、本件において、被保全権利を認める程度に、債権

者らの生命身体という重大な保護法益が現に侵害され、又は将来侵害されようとしている具体的危険は認められない。

4 被保全権利の要件の適用について事実誤認がないこと

(1) 抗告人らは、①原審債権者らが主張していた「チェルノブイリ事故との比較に関する事実」について認定しなかった、②「証拠によらず、『100mmシーベルト未満の放射線量を受けた場合における晩発性障害の発生確率について実証的な裏付がない』と認定した」、③「100ミリシーベルト問題については、当事者双方とも一度も主張していない」として、弁論主義違反と事実誤認がある旨主張する（即時抗告申立書6頁、抗告理由書25頁）。

(2) ①について

チェルノブイリ事故との比較に関する事実（①）については、当事者間に争いのない事実ではなく、これに関して原審決定が認定しなかったことをもって、弁論主義違反となるものではない。

(3) ②について

原審決定は、『100mmシーベルト未満の放射線量を受けた場合における晩発性障害の発生確率について実証的な裏付がない』ことについては、甲19号証に基づき、認定しているのであって、弁論主義違反はない（原審決定3頁）。

(4) ③について

ア 原審債権者らは、原審において、放射線の空中線量が年間1ミリシーベルトを確実に超えると推計されるような地域（0.2マイクロシーベルト/時）における教育活動の差止等を求め、被保全権利を基礎づけるべく、本件仮処分申立書から一貫して、放射線被ばくによる原審債権者らの生命身体への危険について主張してきた。

イ 他方、相手方郡山市も、原審において、放射線の健康に対する影響が明らかではないこと、国や文部科学省の指針に従って教育及び被ばく量低減化措置を実施していること、仮処分が認められる程度の危険性はないことについて、一貫して主張してきた。

ウ したがって、原審決定が、本件被保全権利の要件である「生命身体に対する切迫した危険性」を基礎づける具体的事実として、放射線の身体への影響、放射線量について、当事者双方が主張している。

エ そのため、原審決定が、本件被保全権利の要件である「生命身体に対する切迫した危険性」を判断するに当たり、「100 mSvシーベルト未満の放射線量を受けた場合における晩発性障害の発生確率について実証的な裏付がない」ことを基礎としても、弁論主義違反はない。

5 生命身体に対する侵害による被害の危険が切迫し、かつ、当該侵害により回復しがたい重大な損害の生じることが明らかではないこと

(1) 抗告人は、100ミリシーベルト未満の低線量被ばくについて、危険性がある旨主張し、新たな事実を主張する(抗告理由書25頁、35頁)。

しかし、以下のとおり、抗告人らの生命身体に対する具体的危険性は認められない。

(2) まず、100ミリシーベルト未満の放射線量を受けた場合における晩発性障害の発生確率について実証的な裏付がないことについては、原審決定においても認定されたとおり、明らかである(甲9、乙27、乙28(26~37、124~132、178頁など))。

(3) ICRPは、放射線はできるだけ浴びない方がいいという観点

から、仮説として100ミリシーベルト以下も影響があるという説を採用しているにすぎず、十分な疫学的データに基づくものではない(乙28)。

(4) 次に、抗告人らは、20ミリシーベルトを目安とした甲8号証の通知書は、甲9号証の通知書により、事実上撤回されたなどとして、原審決定が20ミリシーベルト基準について持ち出すことについて非難する。

(5) しかし、ICRPは、100ミリシーベルト未満の放射線量を受けた場合における晩発性障害の発生確率について実証的な裏付がないが、放射線防護の見地から、平時は年間1ミリシーベルト、緊急時・事故直後は20～100ミリシーベルト、収束段階は1～20ミリシーベルトという国際的な基準を設けている。

(6) そして、国は、甲8号証により、収束時の基準(1～20ミリシーベルト)を暫定的な目安として、今後できる限り線量を減らしていくとしたうえで、甲9号証により、年間1～20ミリシーベルトを目安としつつ、児童生徒が受ける線量について、「当面1ミリシーベルト以下を目指す」と方針を具体化したにすぎず、基準を撤回したものではない(乙27の2 論点ごとの意見「2」、28頁129～132、)。

(7) 甲107号証について

ア 甲107号証は、広島・長崎のガン死データ解析結果について、「約5万人の死亡を含む広島・長崎データでは、“100mSv以下において統計的に優位なガン死増加は観察されていない”と述べることで間違いではない」としている(1152)。

イ また、甲107号証は、1152頁以下において、「約1

00ミリSV以下の線量においては不確実性がともなう」として、低被爆量における疫学的データが不十分であるが、ICRPが、放射線防護の見地から、仮説として100ミリシーベルト以下も影響があるという説を採用していることを説明しているにすぎない。

(8) 甲112号証も、「これまで、世界各地で実施されてきた疫学研究でも、『ヒトへの影響を十分に評価するに行っていない』のである」との記載がある(215頁)

(9) また、同112号証には、甲111号証の報告書が、いまだに了承されていない旨記載されており、甲111号証は必ずしも支持を得ている報告書ではない。

(10) チェルノブイリとの比較

ア 抗告人らは、チェルノブイリの比較などによって、抗告人らの生命身体に対する危険は具体的であると主張する(抗告理由書14頁～)。

イ しかし、抗告人らの疎明資料は、いずれも、チェルノブイリ事故後の周辺住民等の疾病と被ばく放射線量との関係、疾病の原因、チェルノブイリ周辺と郡山市の状況について、正確に分析比較した上で、抗告人らの生命身体に対する危険を疎明するものではない。

ウ 甲49号証について

(ア) 甲49号証については、土壌の調査結果のみをもって、郡山市とウクライナの地域が同レベルである旨述べ、ウクライナの甲状腺がんの発症率の危険性を述べているにすぎず、ウクライナの甲状腺がんの発症率の高さの原因、当時とられた放射線対策と、郡山市における放射線対策についての比較については

行われていない。

(イ) チェルノブイリ事故の場合には、牛乳などに対する食品規制が遅れるなどしたため、甲状腺がんが増加した報告がある（乙27の2 「論点ごとの意見」12頁，乙28 90頁～121）。

(ウ) 他方、チェルノブイリの事故後、放射線に対する危機意識や知識が高まったのは公知の事実であり、福島原発事故後は、国、県、相手方郡山市は、放射線被ばくを低減化するため、除染措置など様々な対策を講じてきたのであって、国民各人も、飲食物に気をつけるなど、各自防護策を講じたはずである。

(エ) また、必要以上の過剰避難の反省として、平成23年のロシア政府の報告書によれば、疾患の要因として放射能という要因と比較した場合、精神的ストレスや慣れ親しんだ生活様式の破壊等、事故による他の影響の方が大きな損害をもたらしたことが明らかになったとされている（乙27の2 「論点ごとの意見」12頁，乙28 90頁～121）。

(オ) これらのことからすれば、単純にチェルノブイリにおける疾病率をもって、郡山市内に居住する抗告人らの生命身体に対する危険性を論じることはできない（乙28）。

エ 甲72号証についても、郡山市における土壌検査結果のみをもとに、チェルノブイリとの比較を行っているようであるが、上記オと同様に、甲72号証から直ちに郡山市内に居住する抗告人らの生命身体に対する危険性を論じることはできない。

オ ウクライナ政府の公式報告書（甲62号証）は、疾病が発生したことは記載されているが、疾病の発症原因について深く研究されておらず、郡山市との比較はされていない。

か したがって、チェルノブイリ事故との対比において、各抗告人らの生命身体に対する具体的危険性は認められない。

(1 1) 抗告人らの小中学校における放射線量について

相手方郡山市の最新の調査によれば、抗告人らが通っている学校の空間線量はいずれも、別紙のとおり、校庭において、0.28から、0.36マイクロシーベルト/時、教室内においては、0.07から0.1と、低いものになっている(乙29, 30)。

(1 2) 相手方郡山市が公共施設においても除染を実施していること

相手方郡山市は、自然被ばく量及び医療被ばく線量を除く、いわゆる追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト(高さ1メートルにおいて、毎時0.23マイクロシーベルト)未満にすることを目標とし、特に郡山市民の子どもの生活環境は、平成25年8月末までに、市民の年間追加被ばく量を、平成23年8月末と比べ、約60%減少させることを目的として、国の示す除染方法により、専門家の指導も受けながら、市内の学校を含めた公共施設における除染を適宜実施しており、現に、効果を上げている(乙31)

(1 3) 小結

以上のことからすれば、本件において、抗告人ら各人の生命身体に対する侵害による被害の危険が切迫し、かつ、当該侵害により回復しがたい重大な損害の生じることが明らかな場合にはあらず、被保全権利は認められない。

6 適切な代替手段があること

- (1) 抗告人らは、学校教育法施行令第8条による区域外通学について、郡山市内の小中学校はいずれも抗告人らが通う小中学校と放射線量においてほとんど差がない旨主張する(抗告理由書32頁)。

(2) しかし、校庭における空間線量が、抗告人らが求める0.193マイクロシーベルト/時以下の郡山市内の小中学校は存在するのであって(乙29, 30, 31, 32), 抗告人らにおいて、学校教育法施行令第8条による区域外通学を、利用できない理由はない。

(3) また、抗告人らは、この方法によると、子どもたちが構築してきた学校の友達関係を失うと主張するが、同制度を利用できない理由足りえない。

(4) 小結

したがって、本件においては、他に適切な代替手段がないとはいえず、被保全権利は認められない。

7 当事者について

(1) まず、抗告人A4, 5について、郡山市外に居住していることから、被保全権利を有しないこと及び保全の必要性がないことは明らかである。

(2) 次に、その他の抗告人らについても、抗告人A4, 5らと同様に、郡山市外に転居しているのであれば、被保全権利及び保全の必要性を欠く。

(3) 特に、抗告人A1, A2, A3, A8については、本件仮処分申立時点において、中学校3年生であり、また、抗告人A12については、小学校6年生であったことから、進学状況によっては、抗告人A4らと同じく、被保全権利及び保全の必要性を欠く。

(4) 求釈明

したがって、抗告人らは、原審と同様に、抗告人らの学校目録(抗告人らの通う学校及び学年)について明らかにされたい。

8 結語

以上のとおり，抗告人らの抗告には理由がなく，抗告は棄却されるべきである。

疎 明 資 料

別紙証拠説明書のとおり

添 付 資 料

乙号証の写し

各 1 部

以上